

凍結精子の保存延長手続きについて

当院では患者様からお預かりしております凍結精子に関しては培養室スタッフが、厳重に管理しております。

以下に凍結の延長の手続きに関して説明いたします。

凍結保存の延長をご希望の場合には保存期限の1ヶ月前から期限が切れるまでの間に手続きをお済ませ下さい。『保存延長』手続きは患者様ご自身にて当院ホームページより必要書類をダウンロード・印刷して頂き、『保存延長申請書』に署名（自署）のうえ、申請書を郵送し、凍結延長料を下記口座にお振り込みください。

その際には確認のため当院までご連絡頂きますようお願い申し上げます。
支払い確認後、『領収書』および『凍結延長申請受理書』をお送りします。

(振込先) 南都銀行 西大寺支店 (店番 090) 普通口座 1348737

医療法人授幸会 久永婦人科クリニック

(イリョウハウジンジュコウカイ ヒサナガフジンカクリニック)

尚、凍結精子の2年目以降の凍結延長費用は自費の場合は22,000円/年(消費税込)となっております。期限までに延長のご連絡がない場合には廃棄処分となりますのでご注意ください。

尚、費用に関しては今後、保険点数の見直しに伴い変更となりますのでご注意ください。

また、延長をご希望でない場合には『廃棄申請書』に署名（自署）のうえ当院まで郵送をお願いいたします。当院規定に従い廃棄処分とさせていただきます。

2024年5月1日

医療法人授幸会 久永婦人科クリニック